

# 相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

平成 21 年 1 月 30 日  
条 例 第 3 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、相楽東部広域連合情報公開・個人情報・保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 相楽東部広域連合情報公開条例(平成 26 年条例第 1 号。以下「公開条例」という。)第 11 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 2 号。以下「施行条例」という。)第 5 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、公開条例及び施行条例の運用に関する重要事項について調査審議し、及び建議すること。

## (組織)

第 3 条 審査会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

## (委員)

第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(定義)

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 公開条例第11条又は保護条例第39条の規定により審査会に諮問をした実施機関の長

(2) 公文書等 公開条例第8条第1項に規定する公開等決定に係る公文書(公開条例第2条第1号に規定する公文書をいう。)

(3) 保有個人情報 保護条例第20条第1項、第30条第1項又は第37条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。)

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 10 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 11 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 8 条第 1 項の規定により提示された公文書等又は保有個人情報を読覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 9 条第 1 項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第 12 条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。  
2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 13 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 14 条 審査会は、不服申立てについての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付する。  
2 審査会は、答申又は建議をしたときは、その内容について公表するものとする。

(規則への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 16 条 第 4 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。